

都市の骨格構造

第2回策定委員会での意見を踏まえ、都市の骨格構造を修正。

1 都市の骨格構造の考え方の確認

[立地適正化計画の都市構造] 主に市民の利便性や生活を支える **拠点** + 各拠点等をネットワークする基幹的な **公共交通軸** を定める

第2回策定委員会時の案

上位計画である都市計画マスタープランの拠点のうち、主に市民の利便性や生活を支える拠点(中心拠点、行政文化交流拠点)を位置付け、身近な生活圏は小学校区を基本として配置を検討

第2回策定委員会を受けての修正案

上位計画である都市計画マスタープランの拠点を位置付け、身近な生活圏は小学校区にこだわらず施設の配置状況を踏まえて検討

変更内容

● 拠点選定の基本的な考え方

都市計画マスタープランの都市構造は、将来の土地利用に関するビジョンを示すものであり、**立地適正化計画の骨格構造**は、その中で特に市街化区域内の居住(及びそれを維持するための施設、公共交通)に特化したものであるため、都市計画マスタープランの拠点の中から**主に市民の利便性や生活を支える拠点のみを位置付け**

中心拠点

和光市駅周辺

(都市機能誘導区域を設定する拠点)

行政文化交流拠点

市役所・西大和団地周辺

(都市機能誘導区域を設定する拠点)

上位計画である都市計画マスタープランとの整合性をさらに考慮。

名称を分かりやすく行政文化交流施設が集まる市役所周辺のみに変更。行政文化交流拠点は主に行政施設が集積しており、施設の撤退等を想定する必要がないため、都市機能誘導区域を設定する拠点到位置付けない。

立地適正化計画は都市計画マスタープランのアクションプランであることを踏まえ、都市計画マスタープランで位置付けられている拠点到変更。

中心拠点

和光市駅周辺

(都市機能誘導区域を設定する拠点)

行政文化交流拠点

市役所周辺

(都市機能誘導区域を設定しない拠点)

産業拠点

和光北インターチェンジ周辺

(都市機能誘導区域を設定しない拠点)

緑の拠点

和光樹林公園／荒川河川敷運動公園

(都市機能誘導区域を設定しない拠点)

● 身近な生活圏の選定

小学校区を**基本**とし、以下の5つの視点を踏まえ、小学校区毎に拠点を配置

小学校区にこだわらず施設の配置状況を踏まえて区域を設定。

市内がコンパクトな本市では、**徒歩圏内に生活に密着した施設が分散立地**しているとともに、**それら複数の徒歩圏を対象にした施設もある**ことから、地域住民のための身近な生活圏は、それら**複数の徒歩圏がまとまった範囲を単位として設定**

視点1 都市機能増進施設が集積している地区

視点2 基幹的な公共交通がありアクセス性が良い地区

視点3 今後拠点性向上の取組が計画されている地区

視点4 人口が集積している地区

視点5 災害レッドゾーンに該当しない地区

地域拠点

埼玉病院・第四小学校周辺／新倉小学校周辺／白子小学校周辺／第五小学校周辺

(都市機能誘導区域を設定する拠点)

暮らしの拠点

下新倉小学校周辺／北原小学校周辺／本町学校小周辺

(都市機能誘導区域を設定しない拠点)

小学校区の7拠点から、施設の配置状況から3拠点到変更。本市の規模で都市機能誘導区域を多く設定するのは施設が成立しなくなる恐れがあるので、都市機能誘導区域を設定しない暮らしの拠点のみに変更。名称を小学校にしていたところを、より利用者が多く集まる中心的な施設名称に変更。

暮らしの拠点

西大和団地周辺／埼玉病院周辺／新倉北地域センター周辺

(都市機能誘導区域を設定しない拠点)

● 拠点の設定

中心拠点

和光市駅周辺

行政文化交流拠点

市役所・西大和団地周辺

産業拠点

和光北インターチェンジ周辺

緑の拠点

和光樹林公園／荒川河川敷運動公園

地域拠点

埼玉病院・第四小学校周辺／新倉小学校周辺／白子小学校周辺／第五小学校周辺

暮らしの拠点

下新倉小学校周辺／北原小学校周辺／本町学校小周辺

交通拠点

和光市駅／埼玉病院／広沢複合施設・市庁舎周辺／新倉PA／和光北インター東部地区内

基幹的な公共交通軸の結節点として交通拠点を位置付けていたが、立地適正化計画の拠点としてはふさわしくないため、交通拠点は単独では設定せず、各拠点や公共交通軸の中に含めることとする。

中心拠点

和光市駅周辺

行政文化交流拠点

市役所周辺

産業拠点

和光北インターチェンジ周辺

緑の拠点

和光樹林公園／荒川河川敷運動公園

暮らしの拠点

西大和団地周辺／埼玉病院周辺／新倉北地域センター周辺

3 軸の設定

第2回時案・修正案共通

● 軸の設定の基本的な考え方

既存の基幹的公共交通路線を踏まえる

+

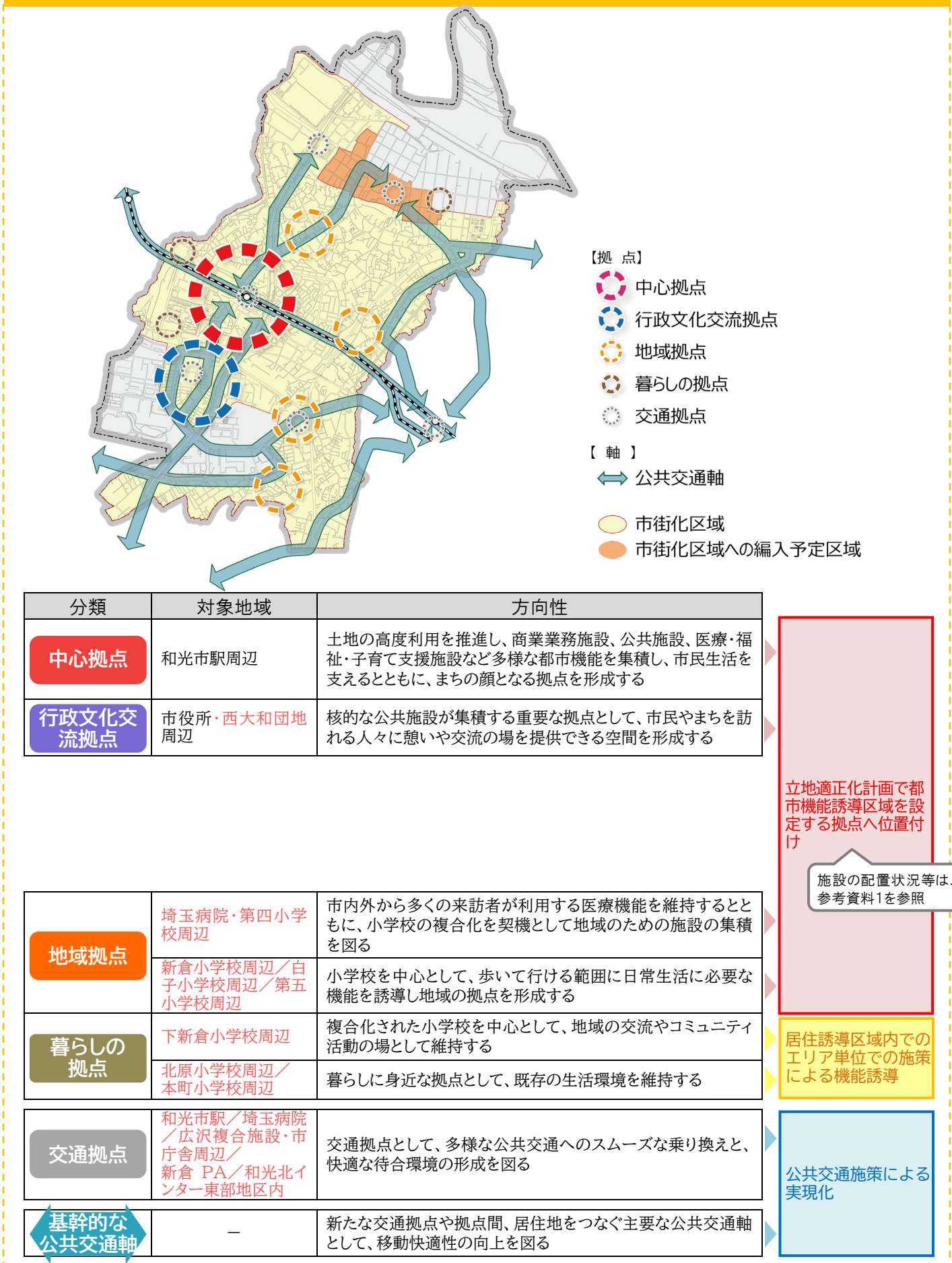
地域公共交通計画に示されている**地域公共交通網の将来像**をもとに設定

● 軸の設定

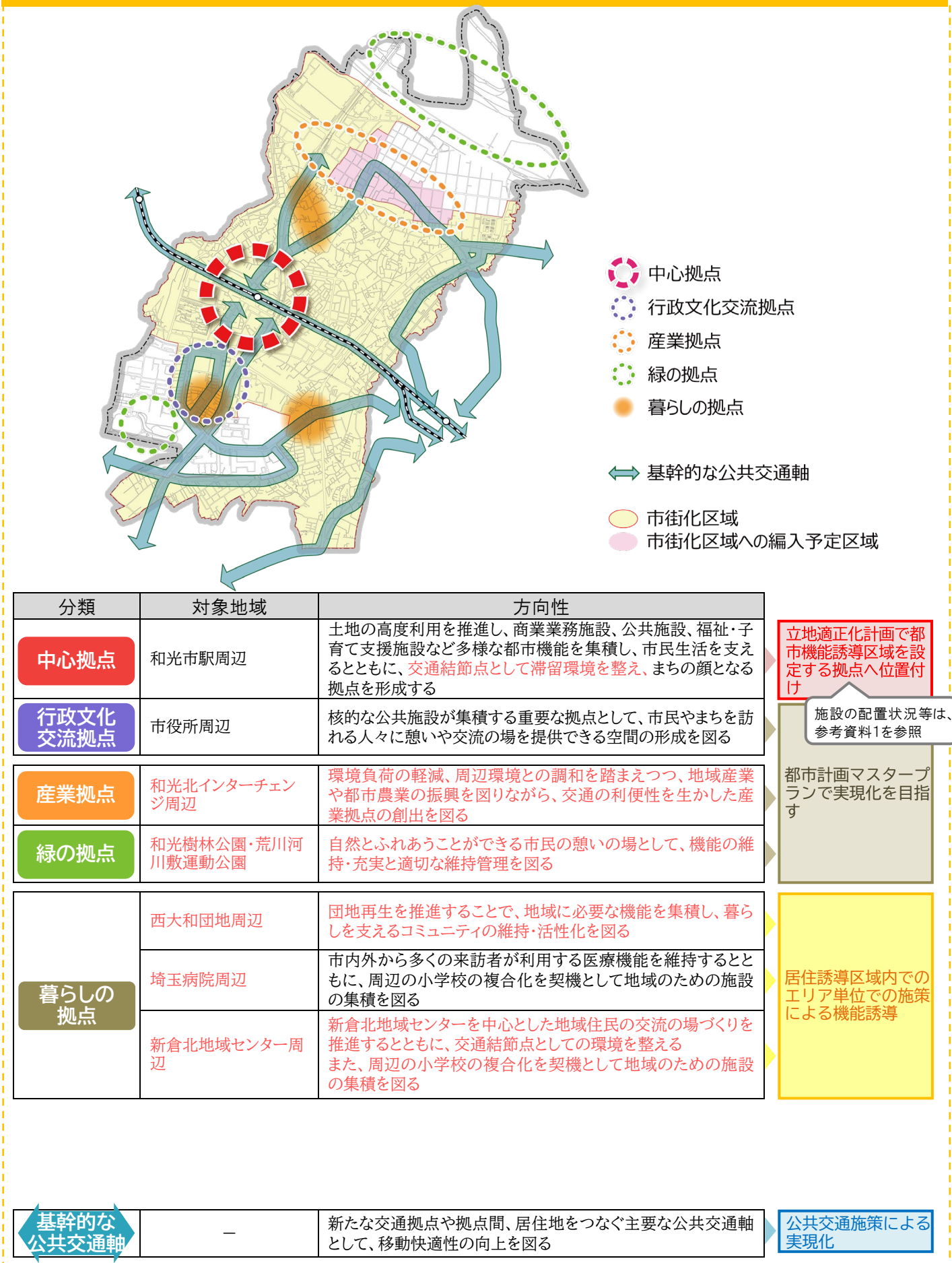
基幹的な公共交通軸

4 . 都市の骨格構造

第 2 回策定委員会時の案



第 2 回策定委員会を受けての修正案



※赤字は他の案と違う箇所